

厚生労働大臣が定める基準

(平成十八年九月二十九日)

(厚生労働省告示第五百四十三号)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

厚生労働大臣が定める基準

一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)第1の1の居宅介護サービス費の注12の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算()

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定居宅介護事業所のすべての居宅介護従業者(登録型の居宅介護従業者(あらかじめ指定居宅介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定居宅介護を行う居宅介護従業者をいう。)を含む。以下同じ。)に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。
- (2) 次に掲げる基準に従い、指定居宅介護が行われていること。
 - (一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的を開催すること。
 - (二) 指定居宅介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。
- (3) 当該指定居宅介護事業所のすべての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。
- (4) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一

号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第三十一条第六号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

- (5) 当該指定居宅介護事業所の新規に採用したすべての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。
- (6) 当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定障害福祉サービス基準第五条及び第七条の規定により置くべき従業者(以下「指定居宅介護等従業者」という。)のうち介護福祉士、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十二條の二十三に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者(以下「介護職員基礎研修課程修了者」という。)及び指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)第一条第二号に掲げる居宅介護従業者養成研修の一級課程を修了した者(以下「一級課程修了者」という。)の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。
- (7) 当該指定居宅介護事業所のすべてのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。
- (8) 指定障害福祉サービス基準第五条第二項の規定により一人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置していること。
- (9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護の利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害程度区分五以上である者の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ 特定事業所加算()

イの(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(6)又は(7)及び(8)のいずれかに適合すること。

ハ 特定事業所加算()

イの(1)から(5)まで及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

二 介護給付費等単位数表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注9の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算()

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定重度訪問介護事業所のすべての重度訪問介護従業者(登録型の重度訪問介護従業者(あらかじめ指定重度訪問介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定重度訪問介護を行う重度訪問介護従業者をいう。)を含む。以下同じ。)に対し、重度訪問介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。
- (2) 次に掲げる基準に従い、指定重度訪問介護が行われていること。
 - (一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達若しくは当該指定重度訪問介護事業所における重度訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。
 - (二) 指定重度訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する重度訪問介護従業者に対し、毎月定期的に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達するとともに、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項に変更があった場合も同様に伝達を行っていること。
- (3) 当該指定重度訪問介護事業所のすべての重度訪問介護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。
- (4) 指定障害福祉サービス基準第三十一条第六号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- (5) 当該指定重度訪問介護事業所の新規に採用したすべての重度訪問介護従業者に対し、熟練した重度訪問介護従業者の同行による研修を実施していること。
- (6) 指定重度訪問介護のサービス提供に当たり、常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。
- (7) 当該指定重度訪問介護事業所の重度訪問介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定重度訪問介護のサービス提供

時間のうち常勤の重度訪問介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

- (8) 当該指定重度訪問介護事業所のすべてのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、平成二十四年三月三十一日までの間は、当該指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者のうち重度訪問介護従業者として三千時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有するサービス提供責任者の占める割合が百分の五十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。
- (9) 指定障害福祉サービス基準第七条において準用する第五条第二項の規定により一人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置していること。
- (10) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分五以上である者の占める割合が百分の五十以上であること。

ロ 特定事業所加算()

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(7)又は(8)及び(9)のいずれかに適合すること。

ハ 特定事業所加算()

イの(1)から(6)まで及び(10)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

三 介護給付費等単位数表第3の1の行動援護サービス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める基準

障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第四十号)第一条第一項に規定する障害程度区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一の認定調査票(以下「認定調査票」という。)における調査項目中6 3 イ、6 4 イ、7のツ及び7のナから7のフまでの行動に関する調査項目並びにてんかん発作の頻度(以下「行動関連項目」という。)について、別表に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が八点以上であること。

四 介護給付費等単位数表の第3の1の行動援護サービス費の注6の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算()

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定行動援護事業所のすべての行動援護従業者(登録型の行動援護従業者(あらかじめ指定行動援護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定行動援護を行う行動援護従業者をいう。)を含む。以下同じ。)に対し、行動援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。
- (2) 次に掲げる基準に従い、指定行動援護が行われていること。
 - (一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定行動援護事業所における行動援護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと。
 - (二) 指定行動援護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する行動援護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する行動援護従業者から適宜報告を受けること。
- (3) 当該指定行動援護事業所のすべての行動援護従業者に対し、健康診断等を定期的に行うこと。
- (4) 指定障害福祉サービス基準第三十一条第六号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- (5) 当該指定行動援護事業所の新規に採用したすべての行動援護従業者に対し、熟練した行動援護従業者の同行による研修を実施していること。
- (6) 当該指定行動援護事業所の行動援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定行動援護のサービス提供時間のうち常勤の行動援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。
- (7) 当該指定行動援護事業所のすべてのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、平成二十四年三月三十一日までの間は、当該指定行動援護

事業所のすべてのサービス提供責任者が、指定居宅介護等従業者であって行動援護従業者養成研修課程を修了している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

(8) 指定障害福祉サービス基準第七条において準用する第五条第二項の規定により一人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置していること。

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定行動援護の利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害程度区分五以上である者の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ 特定事業所加算()

イの(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(6)又は(7)及び(8)のいずれかに適合すること。

ハ 特定事業所加算()

イの(1)から(5)まで及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

五 介護給付費等単位数表の第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める基準

行動関連項目について、別表に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十五点以上であること。

六 介護給付費等単位数表の第13の13の注、第14の11の注及び第15の12の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ 就労支援単位(就労移行支援事業又は就労継続支援事業の訓練が三人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)ごとに実施すること。

ロ 施設外就労加算の算定対象となる利用者の数の合計数が、利用定員の百分の七十以下であること。

ハ 一就労支援単位ごとに職員を配置することとし、就労支援単位ごとの職員の数が、算定する次の(1)から(5)までに掲げるサービス費に応じ、常勤換算方法で、それぞれ(1)から(5)までに掲げる数以上とする。

(1) 介護給付費等単位数表の第13の1のイの就労移行支援サービス費() 施設外就労利用者の数を六で除して得た数

- (2) 介護給付費等単位数表の第14の1のイの就労継続支援A型サービス費() 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た数
- (3) 介護給付費等単位数表の第14の1のロの就労継続支援A型サービス費() 施設外就労利用者の数を十で除して得た数
- (4) 介護給付費等単位数表の第15の1のイの就労継続支援B型サービス費() 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た数
- (5) 介護給付費等単位数表の第15の1のロの就労継続支援B型サービス費() 施設外就労利用者の数を十で除して得た数
- (平二〇厚労告二〇八・平二一厚労告一六四・一部改正)
- 改正文 (平成二〇年三月三十一日厚生労働省告示第二〇八号) 抄
平成二十年四月一日から適用する。
- 改正文 (平成二一年三月三〇日厚生労働省告示第一六四号) 抄
平成二十一年四月一日から適用する。

別表

行動関連項目	0点	1点	2点
6 3 イ	独自の方法によらずに意思表示ができる。	時々、独自の方法でないと意思表示できないことがある。	常に、独自の方法でないと意思表示できない。 意思表示ができない。
6 4 イ	日常生活においては、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いなくても説明を理解できる。	時々、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できないことがある。	常に、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できない。 言葉以外の方法を用いても説明を理解できない。
7 のツ	ない ときどきある	週1回以上	ほぼ毎日
7 のナ	ない 希にある 月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
7 のニ	ない	週に1回以上	ほぼ毎日

	希にある 月に1回以上		
7のヌ	ない 希にある 月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
7のネ	ない 希にある 月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
7のノ	ない 希にある 月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日(ほぼ外出のたび)
7のハ	ない 希にある 週に1回以上	日に1回以上	日に頻回
7のヒ	ない 希にある 週に1回以上	日に1回以上	日に頻回
7のフ	ない 希にある 月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
てんかん発作の頻度(医師意見書による。)	年に1回以上	月に1回以上	週に1回以上